

京都市告示第220号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示する。

平成19年9月12日

京都市長 榎本 頼兼

1 返還する日及び時間

平成19年9月12日 午後2時30分

2 返還の場所

京都市伏見区竹田田中川原町42番地

3 返還の対象となる屋外広告物等

平成19年8月10日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において、上記の場所に保管していることを公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部市街地景観課)